

令和3年2月27日決定

国士舘大学教育後援会 緊急短期小額貸与奨学金要項

1. 国士舘大学学生への小額の貸与奨学金（以下「小額貸与」という。）は、国士舘大学教育後援会「緊急短期小額貸与奨学金要項」その他に別段の定めがある場合を除くほか、この要項の定めるところによる。
2. この小額貸与は、本学正規課程の学生（ただし、休学及び停学中の者は除く。）であつて緊急、または不時の出費を要し、真に困窮している者に対し、緊急的経済援助を行うことを目的とする。
3. 小額貸与金額は、10,000 円、20,000 円、30,000 円、40,000 円、50,000 円のうちいずれかとする。
4. 小額貸与を希望する者は、所定の緊急短期小額貸与奨学金申込書に必要事項を記載し、申込書を本会事務局（または指定の大学事務担当窓口）に提出するものとする。なお、貸与金額が 30,000 円を超えるものについては、連帯保証人を記入、捺印するものとする。
5. 連帯保証人は、本人の父母、またはこれに代わるべき者とし、独立の生計を営む者でなければならない。ただし、やむを得ない事情により上記の連帯保証人を立てることが困難な場合は、国士舘大学教職員のうち、教育後援会長が適当と認めた者を連帯保証人としてすることができる。
6. 小額貸与金の返済は、無利子とし、一括または月賦の方法により、原則として3か月以内に返済する。ただし、貸与金額が 10,000 円のものについては、原則1か月以内とし、特段の理由による場合は2か月まで延長することができるものとする。
7. 当該年度卒業予定者については、前項の規定にかかわらず返済期間は卒業予定期日を超えることができない。
8. 返済未了の者については、返済を完了するまで、原則新たな小額貸与は行わない。ただし、事情により総額 50,000 円以内においては貸与することがある。
9. 返済期日が到来しても、まだ返済を完了していない者については、適宜督促を行い、または連帯保証人に対し履行の要求を行う等、債権の保全に務めるものとする。
10. この小額貸与奨学金に関する事務は、国士舘大学学生・厚生課の協力を得て、教育後援会事務局において処理する。

以上

令和 年 月 日

緊急短期小額貸与奨学金(契約兼)申込書

【借受人】

_____ 学部
_____ 学科 _____ 年次
平成・令和 _____ 年入学
学生番号 _____
氏 名 _____ (印)

(希望金額に○)

借入金 1万円 * 2万円 * 3万円 * 4万円 * 5万円

(貸与条件：無利子。3万円以上は下記の保証人が必要)

返済予定日 令和 年 月 日

【連帯保証人】

小口短期貸付要項を熟知し、上記の者の在学中における借入金につきましては、万一返済不能の場合がありましても、私が借受人に代わり債務を負うことを保証します。

令和 年 月 日

借受人との続柄 _____

現住所 〒 _____

連絡先 電話 () _____

氏 名 _____ (印)

国土舘大学教育後援会 会長 殿

(注)連帯保証人の異動については、直ちに教育後援会事務所へ届け出ること。

個人情報適切に扱い、当該業務を行うためにのみ利用します。

後援会事務局欄	返済日 (担当印)	貸付日 (本人サイン・印)	受付日 (担当)